

第4章

計画の内容

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

(1) 性別に基づく固定的役割分担意識の解消

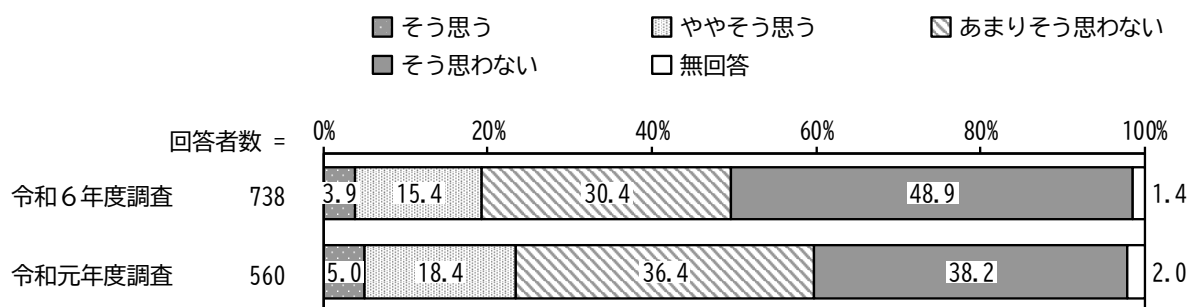
【現状と課題】

本市では、男女平等意識・人権尊重意識の醸成及びメディア・リテラシーの普及と教育に努めました。

アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”が19.3%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”が79.3%令和元年度調査と比較すると、男女ともに“そう思わない”の割合が増加しており、性別による役割分担意識にとらわれず、男性も女性も平等に役割を分担した方が良いと考える人が多くなっており、家庭での男女平等参画の意識は定着してきていることが伺えます。

また、『社会通念・習慣・しきたりなど』で“男性の方が優遇されている”の割合が高く、約8割となっています。男女別に令和元年度調査と比較すると、男女とも、大きな変化はみられません。

今後も、男女平等参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが求められています。



【方向性】

固定的な性別役割にとらわれない意識を育み、男女が協力して社会や家庭の責任を担う環境づくりを進め、すべての人が自らの価値を発揮できるよう、教育・広報・啓発を通じて男女平等の理念を定着を目指します。

【取組】

取組名	内容	担当課
情報提供の充実	男女共同参画に関する情報をチラシラックやホームページを活用して提供する。 市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	生涯学習支援課
男女平等に関する情報提供の充実化	男女平等に関する情報収集を行うと共に、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。	平和と人権課
市立学校教職員などへの男女平等意識の啓発	市立学校教職員を対象に、東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施し、男女平等意識の普及・啓発を図る。	教育指導課
①保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発 ②男性保育士の登用	子どもの保育や育成に携わる保育士などに研修等を実施し、男女平等意識の普及・啓発を図る。 公立保育園において男性保育士を登用し、男性保育士の活躍を推進する。	保育課
ママパクラスでの周知啓発	ママパクラスへのパートナー(パパ)の参加を促進し、女性の妊娠・出産にかかる心身の状態や子どもの成長過程の理解及び家事・育児参加に関する内容を充実させる。	子ども家庭支援センター
メディア・リテラシーの普及	メディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択できるように情報提供を行う。	生涯学習支援課
①広報ひの発行 ②市公式ホームページ運用 ③市 LINE 公式アカウント運用 ④市公式 YouTube チャンネル運用	市が発信する情報について、日野市表現に関する指針(令和5年度改訂版)に基づき、多様な性の在り方に配慮した表現とすると共に、不必要な男女区別や性別に基づく役割分担を固定化する表現、男女対等・均等でない表現、女性を「人の目を引く道具」とした表現を使わないよう徹底・点検する。 市民、事業者および市職員がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行う。	市長公室
①市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底 ②メディア・リテラシーの育成	市が発信する情報について、無意識な思い込みを生じさせない表現を徹底する。 メディアからの情報を適切に読み解き、活用する力を育てるための学習の機会を提供する。	平和と人権課

(2) 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成

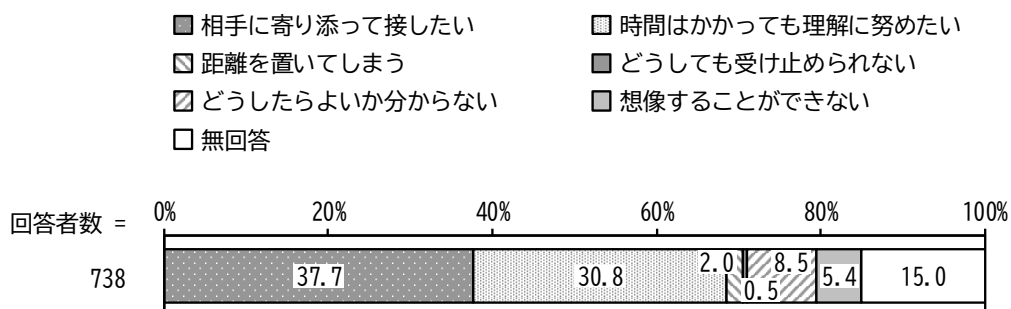
【現状と課題】

本市では、性の多様性に関する理解の促進や性的マイノリティへの支援に努めました。

アンケート調査では、今までに自分の性別や性自認、性的指向に違和感を覚えたり、悩んだことがある人は3.3%となっており、そのことを相談した人は16.7%にとどまっています。相談しなかった理由について「人に相談することに抵抗があった」が36.8%と最も高く、次いで「相談する人がいなかった」が26.3%、「誰（どこ）に相談してよいか、わからなかった」が15.8%となっています。

また、身近な人などからカミングアウトされた場合、どのように寄り添える・受け止められると思うかについて、「相手に寄り添って接したい」が37.7%と最も高く、次いで「時間はかかっても理解に努めたい」が30.8%となっており、性の多様性に対する理解に努める傾向がうかがえます。

引き続き、性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いを認めあう社会を築くために、市民に対する性の多様性を尊重する意識を醸成する啓発の実施及び性的マイノリティ当事者への支援が必要です。



【方向性】

性の多様性を尊重する社会の実現に向けて、互いの違いを認め合い支え合う意識の醸成と啓発に取り組み、誰もが安心して自分らしく生きられるよう、相談環境の整備や情報発信を推進します。

【取組】

取組名	内容	担当課
講座等による啓蒙の充実	各種講座の実施により、学習の機会を提供し、市民の男女平等意識や人権意識が高める。 人権等に関する講座を実施する。	生涯学習支援課
性的マイノリティの理解促進に向けた教育の推進	教職員への研修を継続実施し、性の多様性・性的マイノリティに関する理解を深め、個々に適切な対応が取れるようにする。また、児童・生徒の性の多様性・性的マイノリティへの理解促進のため、人権教育の一環として推進していく。	教育指導課
①性的マイノリティの理解促進に向けた職員研修 ②性的マイノリティ理解促進の情報提供や啓発事業 ③相談事業の周知 ④交流スペースの設置	市職員への研修を継続実施し、性的マイノリティに関する理解を深める。 性的マイノリティに関する情報収集を行うと共に、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。他機関等、相談窓口等についてホームページや情報誌等にて周知する。 当事者、親族、支援者等の交流スペース「虹友カフェ」を運営する。	平和と人権課
講座等による啓蒙の充実	各種講座の実施により、学習の機会を提供し、市民の男女平等意識や人権意識が高める。 人権等に関する講座を実施する。	生涯学習支援課
①パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する情報収集 ②パートナーシップ制度の周知・サービスの拡充	他市区の先進事例の情報収集を行う。 パートナーシップ制度の周知に努める。	平和と人権課